

標識の掲示(建築士法第24条の5、建築士法施行規則第22条(第7号書式))

開設者は、建築士事務所において、公衆の見易い場所に、次の標識を掲げなければなりません。
標識の大きさは、縦25cm以上、横40cm以上で、記載内容は建築士事務所の名称・登録番号・開設者名・管理建築士名、登録の有効期間等を記載しなければなりません。

建築士事務所に掲げる標識

(建築士事務所の名称を記入)	
登録	一級・二級・木造建築士事務所 千葉県知事登録第 ー ー 号
開設者	(氏名を記入・法人の場合は、 法人名称及び代表者職氏名を記入)
管理建築士	一級・二級・木造建築士(氏名を記入)
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※材質の指定はありません

40cm以上

25cm以上